医療法人社団 心優会　沼崎病院　身体拘束委員会指針

1. 目的

この指針は、法人の方針である抑制廃止宣言のもと、すべての患者・利用者（以下、患者等という。）が尊厳を保持した生活を送れるように、患者等の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、抑制などの身体拘束を廃止・最小化を図る目的として、病院全体で取り組むための指針である。

2. 身体拘束その他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

① 患者等の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
② やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、患者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
③ 身体拘束等の廃止・最小化は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止め、虐待防止において必要な取り組みである。

3. 身体拘束等の具体的な内容

身体拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当する。

① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で囲む。
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
⑫ スピーチロック（例：「ちょっとまって」「～しないで」等、一方的な強い言葉により制限・拘束すること）

緊急やむを得ない場合の3つの要件

① 切迫性

患者・利用者本人又は他の患者・利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. 身体拘束適正化対策委員会

身体拘束の廃止・最小化を目的として「身体拘束適正化対策委員会」を設置する。

①委員会の役割

ア. 身体拘束等の適正化のための指針等の整備
イ. 身体拘束等の適正化を目的とした職員研修の企画・推進
ウ. 身体拘束の事例の集計・分析
エ. 身体拘束等の適正化の対応策の検討、実施及び実施後の検証
オ. やむを得ず身体拘束を行った場合の記録（態様、時間、患者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由）の整備状況の確認
カ. 職員への周知

②委員会の構成員と役割

構成員と役割については、以下のとおりとし、必要に応じ第三者委員を加えることができる。

ア. 医師（委員長・統括責任者）
イ. 看護部長（現場における課題等の統括責任者・職員指導）
ウ. 看護師（適切なケアの実施と拘束実施時の評価）
エ. 診療技術部長（現場における課題等の統括責任者・職員指導）
オ. リハビリスタッフ（身体拘束の廃止・最小化に向けた介護方法の指導）
カ. 薬剤課（薬剤調整の提案）
キ. 介護支援専門員（ケアプランの立案・見直し）
ク. 地域医療連携室（指針の見直し・修正）
ケ. 事務部（委員会の議事録の作成）

③委員会の開催

委員会は 3 ヶ月に 1 回開催する。委員長が必要と認める場合には、都度開催する。

④職員研修

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年2回以上及び職員採用時に実施する。
研修の実施内容（実施概要、出席者等）は記録・保存する。

5. 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① 身体拘束等を行う必要性が生じた場合は、身体拘束のチェックシート（様式 1）に記載し、院長（又は主治医）へ患者等の状況を報告したうえで、身体拘束等の可否を仰ぐ。緊急性がある場合は、院長（又は主治医）が身体拘束等を指示することができる。ただし、事後速やかに委員会において必

要性及び継続性について検討する。

② 身体拘束を行うまでに時間がある場合は、様式 1 のもと、委員会において検討する。委員会では、患者等の状況による拘束の必要な理由などから審議する。また、身体拘束等以外での方法も検討する。身体拘束等の必要性が認められた場合は、身体拘束の方法、拘束の時間帯及び時間、患者等の心身状況、拘束開始日及び介助日の予定などを審議し、対応内容を確定し、緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書(様式 2)を作成する。

③ 患者等及び家族への説明
委員会で確定させた拘束内容について説明し、理解・同意を得て、様式 2 に記名してもらう。

④ 身体拘束等の実施と記録
身体拘束等を実施することになり、様式 1 を用いて患者等の態様、心身状況、やむを得ない理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。

⑤ 委員会による再検討
様式 1 の記録をもとに身体拘束等の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を再検討する。
再検討後も拘束の必要とする場合については、改めて様式 2 を作成し、委員会にて審議し患者等及び家族に再度説明、同意を得ていく。

⑥ 身体拘束等の解除
委員会にて身体拘束等を解除することになった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、その旨を患者等及び家族に報告する。

6. 記録・保存
記録(様式 1～3)は 5 年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

7. 指針の閲覧
身体拘束等適正化のための指針は、患者等及び家族が自由に閲覧できるよう院内に掲示する。

8. 指針等の見直し・修正
本指針は定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。